

「南会津オンライン観光事業」業務委託仕様書（案）

1 本仕様書について

本仕様書は、委託者（福島県南会津地方振興局）が受託者（ ）に委託する標記事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 業務名

南会津オンライン観光事業

3 委託期間

契約締結時から、令和4年3月31日（木）までの期間

4 事業の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により南会津地域への観光客が激減する中、with 新型感染症の新たな観光PRの手段としてオンライン観光を実施し、観光訪問先としての南会津地域（下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町（以下、当地域という。))の認知度向上を図るとともに、今後の南会津地域のリアル訪問につなげ、交流人口、関係人口の拡大を目指す。

5 事業の内容

自宅にしながら、当地域の自然や人、観光スポット、特産物等の魅力を体感できるオンラインツアーを企画、実施すること。

(1) オンラインツアーの企画

ウェブ会議システム(ZOOM)等を活用し、参加者と現地とをオンラインで繋ぐ、自宅で特産物を味わう等、参加者が当地域の魅力を体感できるオンラインツアーを企画すること。

なお、オンラインでの視聴に止まらず、その後の来訪や継続した特産物の購入につながる内容とすること。

ア 参加者のメインターゲットは関東圏在住者とする。

イ 参加者の興味・関心が高いと思われるコンテンツを選定し、当地域内の観光地や特産物の魅力を広くPRできるようテーマを設定すること。ただし、コンテンツの一つは、「会津田島アスパラ」とする。

ウ ツアーの企画にあたっては、当地域の「人」の魅力も伝わる内容となることを重視し、観光事業者に限らず、農業や伝統工芸等の複数の事業者・生産者等を選定し、選定した案内人が観光地のガイドや特産物の紹介等を行う内容とすること。

エ 当地域の特産品をツアーの中で紹介することとし、選定した事業者等と調整の上、特産物を選定し、参加者へ事前に送付すること。

オ オンラインツアーで紹介する場所、特産物の生産地等は、檜枝岐村、只見町、南会津町から複数の場所等を選定すること。なお、複数の町村から選定するのが望ましい。(昨年度のオンライン観光事業において実施した下郷町は含まないものとする。)

(2) オンラインツアーの実施

ア オンラインツアーの実施回数は2回以上とし、集客目標は合計で50名以上とする。

イ 参加者募集にあたって、メインターゲットの集客に有効な広報手段により、参加者募集を行うこと。

ウ 現地からのライブ中継を交えたオンラインツアーを実施すること。実施方法については、より多くの方が参加しやすい方法とすること。また、現地からの中継方法等については、提案内容に基づき、協議により決定する。

エ 参加者から、特産品等の購入及びその送付に係る経費について、ツアー参加費用として徴収すること。参加費用については、ツアー内容に応じて適切な内容及び金額とし、多くの人に参加してもらえようような価格設定とすること。

(3) 動画の制作

オンラインツアーの実施内容を編集し、今後の現地訪問のプロモーションに活用できる動画を制作すること。制作した動画は、南会津地方振興局が運営する地域情報発信 web サイト「おいでよ！南会津」での公開や、観光 PR イベントにおいて活用するものとする。

(4) アンケート、分析

オンラインツアー参加者に対しアンケートを行い、分析すること。なお、アンケートの調査項目については、提案内容に基づき、協議の上、決定する。

(5) その他

上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、提案すること。

6 成果品・提出書類

事業者の選定、仕様協議後に提示する。

7 事業の進め方

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、届出等が必要な場合には遺漏無く行うこと。
- (3) 本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、適宜、委託者に報告すること。
- (4) 成果品一式の著作権及び所有権は正当な手続きにより仕様又は借用した第三者のものを除き、委託者に帰属するものとする。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
この場合、発注者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に関して疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議して決定するものとする。